

改正

平成22年3月30日条例第2号

平成24年3月1日条例第5号

平成26年3月28日条例第3号

令和4年3月29日条例第3号

令和7年3月26日条例第2号

伊賀市民美術展覧会運営委員会条例

(設置)

第1条 伊賀市民美術展覧会の円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊賀市民美術展覧会運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、伊賀市民美術展覧会の運営に関する次の事項について所掌する。

- (1) 実施要領及び公募要項に関すること。
- (2) 審査員の推薦に関すること。
- (3) その他開催に関し必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、委員12人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 絵画、彫塑、工芸、写真、書道等の有識者
- (3) その他市長が特に必要と認めた者

2 委員の任期は、委嘱のあった年度内の間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会議を主宰し、副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、地域力創造部文化振興課において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。